

基本的な方向性について

障害保健福祉施策の基本的方向性に関するこれまでの審議会報告等

『今後の障害保健福祉施策の在り方について（中間報告）』（平成9年12月）

（身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会障害福祉部会・公衆衛生審議会精神保健福祉部会
合同企画分科会）

Ⅲ 基本的な施策の方向（抄）

1 障害者の地域生活支援施策の充実

- ・ 障害者の需要に的確に対応したサービス種目や施設の整備、福祉機器の開発普及等を図るとともに、在宅で障害者を介護する家族等への支援も充実すべきである。
- ・ また、地域の資源としての障害者施設が有する専門機能の有効活用、関係機関の連携、民間事業者の参加の拡大等により、的確かつ効率的なサービス提供が図られることが必要である。

2 障害保健福祉施策の総合化

- ・ 都道府県による支援や障害特性に応じた専門性を確保しつつ、障害者が市町村において地域の実情に応じて総合的に調整されたサービスを受けられるような体制づくりが必要である。このため、保健福祉サービスの決定の権限を市町村に揃えとともに、総合的な相談の実施等、障害の種別を超えた総合的な施策を推進するため、各制度間の施策の整合性を図るべきである。

3 障害特性に対応する専門性の確保

- ・ 市町村で総合的なサービスを提供できるようにするとともに、障害種別ごとの特性に対応する施策も充実していくためには、特に、専門的機関による支援体制の強化を図ることが必要である。このため、県域単位で設けられている身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、精神保健福祉センター等を中心に総合的なりハビリテーション体制を整備していくことが必要である。

4 障害者の重度・重複化、高齢化への対応

- ・ 障害の重度・重複化の傾向が見られる中で、重度の身体障害と精神薄弱が重複した障害者、医学的管理を必要とする障害者、強度の行動障害のために処遇が困難な障害者などについて、施設サービス及び在宅サービスのそれぞれの場面での適切な対応に関して検討する必要がある。
- ・ また、高齢化の進展の中で、介護を必要とする高齢者が増加しており、これに対しては介護保険制度の創設により対応を図ることとしている。障害者施策においては、「障害者プラン」により介護保険制度による給付と比較して遜色のないサービスを提供することとしているが、介護保険との関係でサービスの提供方法や費用負担の在り方についても検討が必要である。

5 障害者の権利擁護と参画

- ・ 今後、地域及び施設においても、障害者の人権の尊重や権利擁護についての啓発を進めることや、権利が侵害され、障害者から申し立てがあった場合等において、迅速かつ適切に対応できる仕組みを整備していくことが必要である。
- ・ 特に最近、就労あるいは、施設入所している障害者の財産権や人権を侵害する事件が発生しており、障害者の財産管理を支援するシステムの整備や権利擁護に関する相談事業の強化が必要である。

『今後の精神保健医療福祉施策について』（平成14年12月）

〔 社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書 〕

2. 基本的な考え方

今後の精神保健医療福祉施策を進めるに当たっては、まず、精神保健医療福祉サービスは、原則として、サービスを要する本人の居住する地域で提供されるべきであるとする考えに基づき、これまでの入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換するための、各種施策を進めることが重要である。

具体的な対策を推進するに当たっては、各施策に共通する視点として次の事項を常に念頭に置くべきである。

- ① 精神疾患、精神障害者に対する正しい理解の促進を図ること
- ② 「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ること。また、これに伴い、入院患者の減少、ひいては精神病床数の減少を見込むこと
- ③ 当事者が主体的に選択できるよう、多様なサービスの充実を図ること
- ④ 良質な精神保健医療福祉サービスの提供とアクセスの改善を図ること
- ⑤ 精神保健医療福祉施策にとどまらず、他の社会保障施策との連携を進めるとともに、国、都道府県、市町村、関係機関、地域住民などの多様な主体が総合的に取り組むこと
- ⑥ さまざまな心の健康問題の予防と早期対応を図ること
- ⑦ 客観的指標に基づく施策の進捗状況の評価と、施策推進過程の透明性の確保を図ること

厚生労働省においては、今後、ここに掲げた各種施策について進行状況を本分会に定期的に報告し、施策の評価・再検討を行うことが重要である。また、各種施策を効果的に推進するため、障害者施策を担当する都道府県、市町村においても、地域の実情を踏まえ、計画的に諸施策を推進することが期待される。

『障害者基本計画』（平成14年12月 閣議決定）

I. 基本的な方針（抄）

（横断的視点）

1 社会のバリアフリー化の推進

2 利用者本位の支援

地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者一人一人のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じ総合的かつ適切な支援を実施する。

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりを推進する。

3 障害の特性を踏まえた施策の展開

個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に応じた適切な施策を推進する。

また、現在障害者施策の対象となっていない障害等に対しても必要性を踏まえ適切に対応する。

4 総合的かつ効果的な施策の推進

(2) 広域的かつ計画的観点からの施策の推進

地域間、障害種別によりサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、適切な圏域設定の下で効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を図る。

また、地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、高齢者、児童等に関する他の計画との整合性に留意する。

(3) 施策体系の見直しの検討

障害者福祉施設サービスの再構築を図るなど適宜必要な施策・事業の見直しを行う。

また、個々の障害者に適切なサービスを提供する観点から、高齢者施策など他の関連制度との連携の在り方について検討する。

障害保健福祉をめぐる動き

	審議会等	法律等
平成 7年12月	障害者対策推進本部(本部長:内閣総理大臣) 「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略」決定	
平成 9年12月	身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会障害福祉部 会・公衆衛生審議会精神保健福祉部会・合同企画分科会 「今後の障害保健福祉施策の在り方について(中間報告)」	介護保険法 成立
平成10年 6月	中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会 「社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)」	
平成11年 1月	身体障害者福祉審議会・中央児童福祉審議会障害福祉部 会・公衆衛生審議会精神保健福祉部会・合同企画分科会 「今後の障害保健福祉施策の在り方について」	
平成12年 4月		介護保険法 施行
平成12年 6月		社会福祉基礎構造改革法 成立
平成14年 4月		改正精神保健福祉法 施行(完全施行)
平成14年12月	社会保障審議会障害者部会精神障害分会 「今後の精神保健医療福祉施策について」	
平成14年12月	「障害者基本計画」 閣議決定	
平成15年 4月		支援費制度(社会福祉基礎構造改革法) 施行
平成15年12月	社会保障審議会障害者部会 「障害者部会における検討状況のまとめ(部会長メモ)」	

9

障害者の自立支援のための 基本的な施策体系につ いて

障害者の自立支援のための基本的な施策体系(イメージ図)

